

2年後海洋放出

首相「政府、前面に立つ」

第1原発 処理水、正式決定

東京電力福島第1原発で
増え続ける処理水の処分に
関し、政府は13日、関係閣
僚会議を官邸で開き海洋放



菅総理大臣
関係閣僚会議で福島第1原発処理水の海洋放出
を正式決定した菅首相＝13日午前、首相官邸

出の方針を正式決定した。
2年後を目途に第1原発敷
地内から放出に着手。残留
する放射性物質トリチウム

は濃度が国の基準の40分の
1未満になるよう薄める。
2041〜51年ごろの廃炉
完了目標までに放出を終え
る予定。

実だとして海洋放出を選
択。実施する東電が今後、
放出の計画や設備について
原子力規制委員会の審査を
受ける。

菅義偉首相は、原発処理
水の海洋放出を決めた関係
閣僚会議で「処分は廃炉を
進めるのに避けては通れな
い課題だ。政府が前面に立
って安全性を確保し、風評
払拭に向けあらゆる政策を
行っていく」と述べた。

東電に対しては「風評影
響の発生を最大限回避する
責任が生じる」と強調。政
府らによる水産業などの販
路拡大、観光客誘致といっ
た支援策を講じてもおお生
じる風評被害には、東電が
賠償することを求めた。さ
らに、必要な対策を検討し
ていくための新たな関係閣
僚会議を設置するとした。

原発処理水処分の 基本方針のポイント

- 国内で実績がありモニタリングなどが安定実施できる海洋放出を選択
- 2年後を目途に着手し、放射性物質トリチウムの濃度は基準の40分の1未満まで希釈
- 風評被害対策で水産業には販路拡大などを支援し、東京電力には機動的な賠償対応を求める
- 必要な対策を検討するための関係閣僚会議を新たに設置

対処は2013年に議論が
始まっており、長年の懸案
の節目となる。ただ原発事
故に加え二重の風評被害を
懸念する漁業者の反対は根
強く、今後も丁寧な説明や
風評抑制、賠償制度整備と
取り組むべき課題は多い。

関係会議が決定した「処
理水の処分に關する基本方
針」では、国内実績があり
トリチウム濃度の検知が確
多核種除去設備(ALPS)
で処理したタンクに保管して
いる。東電はタンク容量が
来年秋以降に満杯になると
見込む。国と東電はタンク
増設の要否を検討する。

異常検知なら緊急停止

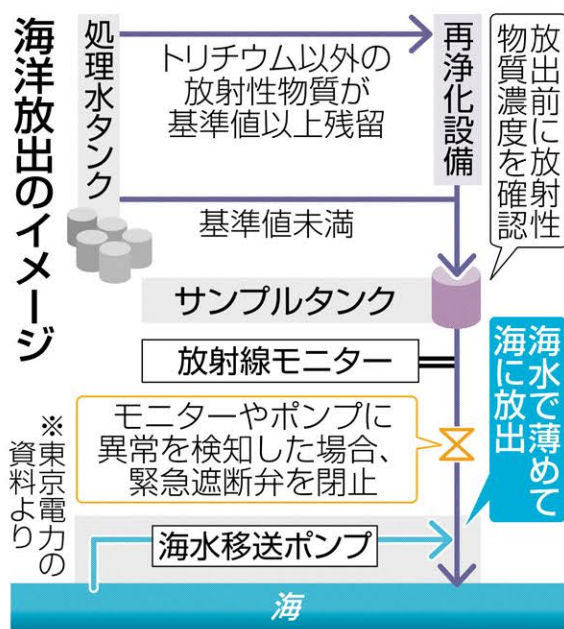


東京電力福島第1原発の敷地内に並ぶ処理水を保管するタンク。2月（共同通信社へリから）

福島第1原発の処理水の海洋放出で東京電力が公表している方法は、放射性物質濃度を複数回チェックした上で、最終的には海水で大幅に希釈してから海に流す仕組みだ。濃度が高いものは事前に再浄化するほか、異常検知で緊急停止する弁を設置。安全に留意しながら進めるとしている。

第1原発では多核種除去設備（ALPS）などを使い、汚染水から放射性物質トリチウム以外を取り除く処理をしている。処理水は3月現在でタンクに約125万ト保管。しかし設備トラブルなどから約7割で、本来除去されているべき物質が国の基準値を超えて残っているのが判

流すまで複数回チェック



海洋放出のイメージ

※東京電力の資料より

明した。東電は必要に応じて再浄化し、サンプルタンクに一度ためて、基準値を下回っているかどうかを確認する。

処理水のトリチウム濃度は1立方メートルあたり平均7万ベクレル。放出時にはこれを、国の基準値の40分の1に当たる同1500ベクレル未満になるまで海水で薄める。

放射線モニターで異常を検知した際や、海水移送ポンプが止まるなどのトラブルが発生した場合には、遮断弁を閉めて放出を緊急停止する。

処理水政府の基本方針の要旨

一、処理水保管タンクが第1原発敷地を大きく占有する現状を見直さなければ、今後の廃炉作業の大きな支障となる可能性がある。

一、処分方法は、国内実績がありモニタリング（放射線監視）を確実にかつ安定的に実施できる点を評価し、海洋放出を選択する。

一、放出の実施者である東電は今後、詳細な計画や設備に関し原子力規制委員会の認可を得る必要がある。約2年後を目途に準備し少量から放出を開始する。

一、放射性物質トリチウムの濃度は、（汚染水対策の一つで地下水くみ上げ井戸の）

放出後には、海水や魚類などの放射性物質監視を強化し、測定結果は速やかに公表するという。

放出までには手順や設備の設計をまとめ、原子力規制委員会の審査を受ける必要がある。更田豊志委員長は、放射性物質の除去と処理水の希釈が十分にできるかどうかや、濃度の確認方法が論点だとし「審査はそんなに難しくないとみる。工事や審査で2年程度の準備期間がかかる」とされるが、効率的な審査体制を整えたいとしている。

サブドレンなどの排水の運用目標である1立方メートルあたり1500ベクレル未満と同水準まで海水で希釈する。政府と東電はモニタリングを強化、拡充する。

一、東電には風評影響の発生を最大限に回避する責任が生じる。水産業などには販路拡大や観光誘客促進の支援を講じるが、それでもなお風評被害が発生した場合には、賠償に機動的に対応するよう東電を指導する。

一、将来の風評被害は現時点では想定できない影響が生じることも考えられることから、課題を継続的に確認し必要な対策を検討する関係関係会議を設置する。